

国立大学法人富山大学附属病院に係る医療技術職員特別支援手当相当額にかかる調整額支給に関する規則

令和5年8月29日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則第2条第4項の適用を受ける職員及び国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則第12条第2項の適用を受ける職員（以下「対象医療技術職員」という。）に対する医療技術職員特別支援手当相当額にかかる調整額（以下「調整額」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 調整額は、各事業年度の3月31日（以下「基準日」という。）に在職する対象医療技術職員のうち、基準日の勤務の状況に応じて附属病院長が推薦し、学長が支給対象者と決定した職員に支給する。

(支給額及び支給日)

第3条 調整額は、国立大学法人富山大学医療技術職員特別支援手当支給細則第4条の規定に準じて支給する。

(雑則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年8月29日から施行する。
- 2 この規則は、診療報酬上の看護職員処遇改善評価料が認められる期間が終了した翌日に廃止する。